「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用) たは四親等内の親族です。

02	請求できるのは,本人,本人の配偶者また
02	なお、代理の方が請求する場合は、該当~

	0	2 なお,	代理の方が語	青求する場	合は,該	当するフ	ちから	の委任	状が	必要です	0			法務局
										<u>.</u>	成	年	月	日申請
	住	所											収入印約	紙をころ
請求される方 (請求権者)		*ナ)												×
	氏	氏 名				(電話番)			収入	必ず貼ってください
	証明を受ける方	との関係 🔲 🤅	本人口配	偶者 🗆 🛛	回親等内	の親族	ē 🗆 🤻	その他	1 (_)		印紙	5
代理人	住	所	10.5									1		ださ
(上記の方か 頼まれた方)	ら(フリカ	*ナ)			_					_	0			5
粮まれに力力	氏	名	連絡先(電話番号) 印											
返送先 (上記以外に証明	and the second sec	所								1 通につき300円 ※割印はしないでください。				
の返信先を指定さる場合に記入)		先 ※ 返	※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入							※割日	はしない。	でくたさい。		
添付書类下記注参	□ 戸新	E状 (代理人が講	^{求するときに必要。} 見族関係を	また、会社等法, 証する書	人の代表者が祝 面(本人の	の配偶者・	四親等内	の親族な	が請求す				紙は申請書 分を貼って	ごとに必要な ください。
チェックしてく さい)	□ 成年 後見	F被後見人, ^{を受けていない} O他(被保佐人	, 被補助 ^{必要な方)}	人,任为	意後見								補助・任意 とする場合)
請求通数		 ※請求通数は 右詰めで記入 してください 	証明を受け 氏名のフリ											
∋証明を受	<u>設ける方</u> こ ①氏 名	の部分を複写	こて証明書	を作成する	ため, 字	画をはつ	きりと	生,住所	所また	は本籍は	:番号,	地番ま	で記入し	てください
	②生年月日			西暦 ま た は] _年] _			L.
		都 3	●府県名					市区	郡町村	5 名				
	③住 所													
-	_	都注	意府県名				_	市区	郡町村	寸 名		_		
			and the second second											

提出先から特に指定がない場合は,住所または本籍(外国人の場合は④に図し,正しい国籍名)のいずれかを記入してください。 (注)請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類は必ず提示または添付してください(裏面注4参照)。

④本

籍

国籍

丁 目 大 字 地 番 (外国人は国籍を記入)

記入方法:1. 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、<u>ヤママダ」ターロウ</u>と左詰め(氏と名の間1字空き)でカタカナで記入してください。 2. 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。 3. 生年月日欄は、例えば、昭和に凶し<u>140</u>年<u>11</u>月<u>1</u>日と右詰めで記入。 4. 郵送請求の場合は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付

してください。 申請書送付先:〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

(登記所が	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年	月	日	□パ) □(
記載します)				交付	年	月	日	□封 付

〇本申請書は拡大縮小せ	せずに使用してください。
本人 確 認 書 類 □請求権者 □代理人	
□運転免許証 □健康保険証 □パスポート □()	
□封 筒	

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明 するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、 同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本 籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

1 証明書の交付申請手続

〇窓口請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入, 収入印紙 (注1) (1通 ⇒ 300円)を貼付。

⇒ 申請書と下記 2(4)の添付書類及び本人確認書類を直接窓口に提出。

*東京法務局民事行政部後見登録課,その他各法務局及び地方法務局の戸籍課において取り 扱っています。(支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。)(注2)

○郵送請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入, 収入印紙 (注1) (1通 ⇒ 300円)を貼付。

⇒申請書に下記 2(4)の添付書類及び本人確認書類と返信用封筒(あて名を明記,切手を貼付したもの)を同封し,次のあて先へ送付。(注3)

*なお、郵送請求の場合は東京法務局民事行政部後見登録課においてのみ取り扱っています。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局 民事行政部 後見登録課 (交通:地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分) TEL 03-5213-1360 (ダイヤルイン), 03-5213-1234 (代表)

2 申請書の記入上の注意事項等

(1) 「請求される方」欄

必ず押印し(認印でも可),連絡先(電話番号)も記入。 代理人が請求する場合は,「請求される方」の押印は不要です。

(2) 「代理人」欄

代理人が請求する場合に、代理人の方の住所・氏名を記入。

代理人は必ず押印し(認印でも可),連絡先(電話番号)も記入。

- (3) 「返送先」欄
- 証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。

(4) 「添付書類」欄及び本人確認書類 (次の場合に応じて添付書類の提出及び本人確認書類の提示または コピーの送付をお願いします。)

○証明を受ける方本人が請求する場合 ⇒本人確認書類(注4)

○証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が請求する場合

①証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄本または抄本

②本人確認書類(請求される方のもの)(注4)

- 〇代理人が請求する場合
 - ①本人確認書類(代理人のもの)(注4)
 - ②証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。
 ③本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する戸籍謄本または抄本(いずれも発行から3か月以内)も併せて必要。
 ④代理人(受任者)が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書(いずれも発行から3か月以内)も併せて必要。
 ※戸籍謄本等の添付書類は、原本を添付してください(郵送請求の場合の本人確認書類を除く。)。
 - なお、戸籍謄本等の還付(返却)を希望される場合は、還付のための手続が必要です。
- (5) 「証明事項」欄

証明事項の選択については、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

- なお,《宅地建物取引業,産業廃棄物処理業,警備業,貸金業,古物営業,風俗営業》については, 「成年被後見人,被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。
- (6) 「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項は明瞭に記入 してください。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字 画をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。

なお,外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし国籍のみを、 それぞれ記入してください。

- 注1 1通につき300円分の収入印紙を、申請書ごと(証明を受ける方ごと)に必要な通数分、所定の箇所に貼ってください。
- 収入印紙は、郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところなどで入手できます。 注2 窓口の受付時間は8:30から17:15までです。
- 注3 郵送請求の場合は、1週間程度要します。なお、請求が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できる だけ余裕をもって請求してください。
- 注4 窓口請求の場合は、請求される方(親族が請求する場合はその親族,代理請求の場合は代理人)の本人確認書類(運転免許 証・健康保険証・パスポート等)を窓口で提示していただきますようお願いいたします。また、郵送請求の場合は、本人確認 書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

<u>また,詳しくは東京法務局ホームページをご利用ください。</u>